

富士見市小規模工事・修繕受注希望者登録要領

1 目的

富士見市内の建設工事や修繕工事等の請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどにより、市が発注する工事等の競争入札参加資格審査（以下「入札参加資格審査」という。）の申込みができない者を対象に、市が発注する小規模な工事や修繕等（以下「小規模工事」という。）の受注を希望する者をあらかじめ登録させ、小規模工事の発注の際の業者選定の資料とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、積極的に活用することで市内業者の育成と経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録できる者

- (1) 法人にあっては、主たる事業所の所在地が富士見市内にあること。
- (2) 個人にあっては、代表者の住民登録が富士見市内にあること。

3 登録できない者

- (1) 富士見市内に住民登録を有していても、富士見市外に主たる事業所を有する事業者が実質的に仕事を請け負う場合
- (2) 富士見市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者(特別の理由のある者を除く。)
- (4) 希望業種を履行するために必要な許可又は免許等を有しない者
- (5) 市税を滞納している者

4 登録申請の方法

登録を希望する者は、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模工事・修繕受注希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 希望業種を履行するために必要な許可又は免許等の写し
- (3) 納税証明書（写し不可）

法人事業者の場合は法人市民税の納税証明書、個人事業者の場合は代表者の市県民税の納税証明書（直近1年分で、申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）

5 登録の受付

平成23年10月13日から随時受付をおこなう。

6 登録の有効期間

平成23年11月1日から平成25年10月31日までの2年間とする。

7 登録及び取扱い

市は、登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、小規模工事・修繕受注希望者登録名簿（様式第3号。以下「名簿」という。）に登載し、これを全庁に公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積

極的に見積り参加の機会を与えるよう努める。なお、当該業者選定においては、入札参加資格者の選定を否定するものではない。

8 名簿の公開

名簿は、必要に応じ一般にも公開するものとする。

9 対象となる契約

この登録に基づき行われる契約は、特に法的に必要な登録、許可等を要するものを除き、無審査であることから、選定の対象とする小規模工事・修繕は内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められる執行予定額1件50万円以下のものに限定する。

10 契約保証金

名簿に登録された者との契約締結に際しては、富士見市契約規則第26条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

11 名簿登録の抹消

名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当したときは、名簿から抹消するものとする。

- (1) 主たる事業所の所在地が富士見市からなくなったとき。
- (2) 代表者の住民登録が富士見市内からなくなったとき。
- (3) 富士見市入札参加資格者名簿に登載されたとき。
- (4) 営業を廃止したとき。

12 変更届の提出

名簿登載者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに小規模工事・修繕受注希望業者登録変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の印
- (3) 代表者名
- (4) 住所又は所在地
- (5) 電話番号及びFAX番号
- (6) 業種

法人・個人

小規模工事・修繕受注希望者登録申請書

平成23年 月 日

(あて先) 富士見市長 星野信吾

富士見市が発注する小規模工事・修繕受注希望者登録について、次のとおり工事経歴書及び納税証明書を添えて、登録を申請します。

住所又は所在地	〒 富士見市	
フリガナ		
商号又は名称		
フリガナ		使用印鑑
代表者職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX番号		

使用印鑑は、見積書や契約書等に使用するものです。法人の場合は代表取締役印（登録印）を、個人事業者の場合は、原則として実印を使用するものとしませんが、それ以外の印鑑を使用する場合は、ゴム印等の変形しやすいものや、三文判は使用しないでください。

希望業種

番号	登録希望 工事業種の名称	希望する工事や得意な工事の内容	資格・許可を有する場合 その種類・名称等
例	18 内装仕上げ工事	フローリング工事・クロス工事	建設業許可（別紙写し）
1			
2			
3			
4			
5			

「登録希望工事業種」については、5業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するに当たって、法的な資格、許可等を必要とする場合はそれらを受けていなければ申請できません。希望業種は、簡潔かつ具体的に記入してください。

資格、許可等を有する方は、種類、名称等を記入し、その写しを添付してください。

(裏)

小規模工事・修繕等の種類及びその内容の具体例

No	登録希望工事 業種の名称	希望する工事や得意な工事の内容 1
1	土木一式工事	道路の補修、学校・公園遊具工事（修繕含む）、草刈工事
2	建築一式工事	屋内運動場の運動施設等工事（体育館バスケットコート等の設置・修繕）
3	大工工事	棚等の造作工事
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工 コンクリート工事	工作物解体工事、土工事、コンクリート工事、道路付属物設置工事、外構工事、はつり工事、学校・公園遊具工事（修繕含む）
6	石工事	石積み（張り）工事、コンクリート積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根ふき工事
8	電気工事	送配電線工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事、コンセント・電灯の交換、防犯等の設置工事
9	管工事	空気調和設備工事、給排水工事、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、蛇口の交換修繕
10	タイル・れんが・ ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、タイル張り工事、スレート張り工事、タイルのはがれ修繕
11	ほ装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事、アスファルト舗装の補修
12	板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
13	ガラス工事	ガラス加工取付工事、窓ガラスの交換、ビート（パッキン）の交換
14	塗装工事	塗装工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事、落書き消し（現状復旧工事）
15	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
16	内装仕上げ工事	インテリア工事、天井仕上げ工事、壁張工事、内装間仕切工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、
17	電気通信工事	電気通信線・放送設備の修繕、インターホンの設置
18	造園工事	造園工事、公園設備工事、草刈工事
19	さく井防工事	井戸の修繕
20	建具工事	金属建具工事、サッシ取付け工事、シャッター・自動ドアの修繕、木製建具取付け工事、ふすま工事、鍵の交換
21	消防施設工事	屋内消火栓・スプリンクラー・火災警報装置・非常警報等の修繕

1 市が発注しそうな工事で、希望する工事や得意な工事を記入してください。

2 希望する工事や得意な工事の内容を参考に、登録希望業種で指名しますが、得意な工事の内容以外であっても指名される場合があります。

様式第3号

小規模工事・修繕受注希望者登録変更届

平成 年 月 日

(あて先) 富士見市長

商号・名称

代 表 者 氏 名

事業所所在地
(電話番号)

下記のとおり、富士見市小規模工事・修繕受注希望者登録内容に変更が生じたので届出ます。

記

1 内容変更

	変更前	変更後
変更項目		

2 変更期日

平成 年 月 日